

予防安全と刑事法の役割
—責任概念の曖昧さと原因指向への誘い—
Prevention Security and a Role of the Criminal Law

池田 良彦
TFOS.SG 副会長 / 理事
東海大学教授

1. 問題の所在

航空事故や医療事故などのシステム性事故を防止するために、罰則を強化することはどのような効果が期待できるのでしょうか。最近、話題となっている飲酒運転による自動車事故の場合、当該運転者に適用される危険運転致死傷罪（刑法 208 条の 2）は、平成 13 年 11 月の刑法の一部改正による新规定である。この改正によって、自動車事故はすべて過失行為（刑法 211 条の業務上過失致死傷罪 / 5 年以下の懲役）によるものというこれまでの考え方を改め、飲酒による自動車事故を故意行為として厳罰に処すことが明記された。したがって飲酒により正常な運転ができない場合は、不注意ではなく悪意による行為となり、死亡事故の場合には最高で懲役 20 年の刑が科せられ、傷害事故の場合には最高で 15 年の懲役刑が科せられることとなった（有期懲役の最高刑は平成 16 年の改正により 15 年から 20 年に引き上げられた）。このような罰則の強化は、交通事故の減少に効果があったといえるかは、見解の分かれるところであるが、警察白書平成 17 年版の統計数字を見る限り、罰則が強化された平成 13 年末以降の死亡者数は年間 8000 人台から 7000 人台へと減少傾向にあるが、負傷者数は逆に 90 万人台から 110 万人台に激増している。さらに問題なのは、危険運転致死傷罪の適用を免れるために、事故現場から逃走するいわゆる「轢き逃げ」事例が多発している。これは飲酒運転の証拠を隠蔽するために法の盲点を突いた想定外の出来事であり、罰則の強化によって期待された効果は、当初の予想とは異なったものとなってしまった。1) このようにみえてくると、交通事故の防止には罰則強化よりも交通政策の抜本的な見直しが必要であったといえよう。

罰則の強化による犯罪抑止効果が最も期待されていた自動車事故においてさえ、顕著な改善がみられなかったということは、もはや刑法（刑罰）に予防的機能を期待することは困難といわなければならない。とりわけシステム性事故においては、責任の所在を明らかにするための原因究明が優先されるべきであり、刑法による関与は最小

限に止めなければならない。

以上のような問題意識のもとに、本稿では「責任」の曖昧性を指摘した上で、刑事責任を問うことの意義について考察する。

2. 「責任」という言葉の多義性

「責任」という表現は、日常生活の中で使用される言語としては最も一般的であるが、その多義性ゆえに概念に混乱があり、曖昧に満ちているといえる。しかし、ある出来事を終結に導く方法としては、責任という表現ほど大多数の人々を満足させることができる言語はなく、紛争を解決する手段としては最も貢献度の高い表現ともいえるのである。

責任という語の意味を国語辞典（新村出編・広辞苑第五版・岩波書店）は、①「人が引き受けてなすべき任務」、②「政治・道徳・法律などの観点から非難されるべき責（せめ）・科（とが）。法律上の責任は、主として対社会的な刑事責任と主として対個人的な民事責任とに大別され、それぞれ一定の制裁を伴う」と解説している。この「責任」という日本語の表現に相当する外国語は実に多様であり、英語では responsibility（責務・負担責任）、liability（責務・義務責任）、accountability（説明責任）、answerability（応答責任）、charge（管理・保護責任）、fault（誤り・落ち度に対する責任）、trust（信頼責任）、commitment（約束責任）、guilt（有罪）などであり、またドイツ語でも die Schuld（有罪）、die Haftung（不法行為責任）、die Pflicht（義務責任）、die Verantwortung（応答責任）、die Verantwortlichkeit（法的責任）などがある。

このようにインド・ヨーロッパ語族の西ゲルマン語群に属する英語・独語の文化圏では、複数の表現を用いて責任の所在を明確化しているが、日本民族の言語はこれらを包摂し「責任」の一語に集約し表現している。これは同一の問題の解決を図ろうとするときに、当事者間で齟齬をきたし共通理解に障害となる場合があるが、これは責任という表現の曖昧性が、いかばかりか関係があるものと思われる。

3. 責任概念の分析と法律学上の責任

責任概念を分析した代表的な研究者は、イギリスの法哲学者 H.L.A.ハート（Herbert Lionel Adolphus Hart, 1907年生まれ）である。ハートは、法規範や法制

度の基本概念を分析し、とりわけ刑事責任論の再構成を試みるなかで「法はどこまで不道徳行為を罰することができるのか」という主題に取り組んだ、法実証主義²⁾の立場をとる分析法学者である。ハートは、自身の著書³⁾の中で「責任」を① Role-Responsibility (役割責任) 4)、② Causal-Responsibility (因果責任) 5)、③ Liability-Responsibility (義務・負担責任) 6)、④ Capacity-Responsibility (能力責任) 7)、の四種類に分類しており、それぞれの内容を次のように説明することができる。

- ①『役割責任』は、ある組織の中で特定の地位や役職に就いている場合で、たとえば管理者である彼は「安全に対する責任がある」などという用法になる。
- ②『因果責任』は、ある原因によりある結果が発生したという因果関係を明らかにするもので、たとえばスピードの出し過ぎが大惨事を招いたように「この事故の責任はあのドライバーにある」という用法となる。
- ③『義務・負担責任』は、刑事責任や民事責任などのように、制裁の根拠をもって責任を負担することになる。
- ④『能力責任』は、ある能力に基づいて求められる負担であり、たとえば「私は自らの行動に責任を感じている」という用法である。

ハートの分類から、法律上の責任は「義務・負担責任 (Liability-Responsibility)」に当てはまることになるが、法律上の責任概念は、犯罪や事故の発生を根拠として導き出される当事者の一方（その多くは加害者が被害者に対して）に償う意味があり、一般的に使われている責任（政治的責任、社会的責任、道義的責任など）という概念よりも対象範囲が限定的であるといえる。法律的責任は、違法な行為をした者に対する法的制裁を指し、これは民事責任と刑事責任に分けられる。民事責任は、違法な行為によって他人に与えた損害を賠償する対個人的な責任であり、刑事責任は、違法な行為により社会秩序を乱したことについての社会的制裁を受ける対社会的責任である。

4. 刑事責任の範囲

刑法（刑法典と特別刑法を含む）は、個人や社会に害悪をもたらす一定の行為を犯罪とみなし、加害者には相当な刑罰を科すと規定している。たとえば国民の生命、身体、財産を侵害する行為があれば、その加害者に対し生命刑（死刑）や自由刑（懲役

刑や禁錮刑)などの制裁(刑罰)を科して罪を償わせ(応報思想)、同時に加害者には再犯の防止を、そして一般国民に対しては同様の犯罪を行わないように抑止的效果を期待する。いわば刑罰という威嚇によって国民に犯罪行為を思い止まらせることができるという考え方である。一方で国家は、加害行為者に対する被害者の私憤の敢行を禁止し、国家が刑罰権を独占して司法手続きを進行させ、判決によって問題の沈静化を図ろうとする。そしてどのような行為を処罰の対象とするかについては、各時代の価値観(社会的合意)により政策的に決定されてゆくことになる。

刑法の役割について、かつて社会倫理の維持にあると考えられていたこともあったが、社会倫理の維持は国家の任務ではないという理由で、現在では法律が護ろうとする利益の保護を目的とすべきだという考え方が主流である。刑法は、この保護に値する利益(法益)を個人的法益(個人の生命・身体・財産など)、社会的法益(公共の安全など)、国家的法益(国家の存立・公務の公正さなど)の三種類とし、これらの法益に対する侵害または危険を及ぼす行為があれば、これを害悪とみなし刑罰を科す根拠としている(法益保護主義)。しかし法益の侵害があったからといって、直ちに犯罪行為があったと認定することはできない。犯罪の成立には、刑法各本条に規定されている犯罪類型に該当した(構成要件該当性)行為が、違法性評価と有責性評価を受けなければならない。したがって、たとえ構成要件該当行為があっても、違法性を阻却する要件(正当行為、正当防衛、緊急避難など)があれば犯罪不成立となり、また違法性評価を受けた行為でも責任阻却の要件(責任無能力者や適法行為に出る事が期待できない場合など)が認められれば犯罪は不成立となるのである。さらに犯罪成立の三要件(構成要件該当性、違法性、有責性)が満たされた場合であっても、直ちに刑罰が科せられることにはならない。たとえば収賄行為があっても、この犯罪は公務員に対する処罰であるため、非公務員が賄賂を受け取っても罰せられることはない。また窃盗行為があったと認められても、配偶者や直系血族または同居の親族間で行なわれたものであれば、可罰要件を満たしていないので不処罰となる。このように刑事責任とは、犯罪行為に対する反作用としての制裁(刑罰)に「非難」の意味が含まれていなければならない(責任主義)。

5. 刑法における過失責任

過失とは、法律上の注意義務に違反することであり、注意義務違反がないと認定された場合には無過失となり、たとえ法益の侵害があっても刑法上の処罰の対象からは

除外されることになる。この注意義務の根拠は、形式的には「法律・命令・規則」などの法令に求めるのが一般的であるが、不注意による行為を具体的に法令上で類型化することは不可能に近い。そのため企業内の「規則・規程・契約」や場合によっては「手引書・説明書（マニュアル）」にいたるまで、そして「慣習・条理・経験則・社会通念」なども注意義務違反の存否を判断する基準となることが考えられる。

過失責任の要件である注意義務は、犯罪的結果の発生を回避するように努力すべき義務（結果回避義務）を意味する。この結果回避義務は、犯罪的結果の発生を予見することができた（予見義務）という前提の下に成り立つものであり、したがって過失責任を問うためには、「結果予見義務」と「結果回避義務」が存在しなければならない。これら二つの義務に違反したと認定するためには、さらに危険を予見できたはずだ（予見可能性）ということと、危険な結果を回避できたはずだ（結果回避可能性）ということが必要となり、これらの可能性がなければ、たとえ被害が発生しても刑事過失責任を問うことはできない。それは法律が人間に不可能な行為を要求できないからに他ならない。

次に、わが国の刑事過失論の変遷を辿ると、結果責任から行為責任へ、そして管理・監督責任へと処罰の対象が拡大化していることがわかる。今後は、システム性事故による過失責任をどのように考えるかが課題である。

わが国の刑法理論は、昭和 20 年代までは「過失」を犯罪成立要件（構成要件該当性・違法性・有責性）の第三番目の要件である責任（有責性）の要素ととらえ、事故現場に最も近い者（直近の行為者）の責任を問うという考え方であった。しかし、過失を責任（有責性）の要素ではなく違法性ないし構成要件要素と位置づけることにより、結果回避義務を尽くせば被害結果が発生しても過失責任は否定されるという考え方が台頭する（新過失論・昭和 30 年代）。その後、新過失論批判がおり、結果回避義務を中心とした過失論から、予見義務を中心とした過失論を展開する判例（森永ドライミルク砒素中毒事件・昭和 48 年 11 月 28 日判決/徳島地裁。製造工場の課長が過失責任）が現れる。これは結果回避義務を課す前提として、行為者に何らかの不安感（危惧感）があれば具体的な結果の予見可能性は不要であるという考え方である（新・新過失論、危惧感説）。

昭和 50 年代に入ると、個人責任主義を原則とする刑法に対して、管理者や監督者の「不作為」を刑事責任の対象に加えた新しい過失論争が展開される。チッソ水俣病事件（昭和 63 年 2 月 29 日、最高裁判決）や、ホテル・ニュー・ジャパン火災事件（平成 5 年 11 月 25 日、最高裁判決）などが管理者や監督者の過失責任認めた代表

的な事例である。

6. まとめ——原因指向の有効性

もともと刑法は、航空事故、鉄道事故、医療事故などのシステム性事故を想定したものではなかった。しかし、ひとたびこれらの事故が発生すると、被害者感情の癒しと社会の沈静化をめざす方法が積極的に講じられ、その方法が司法手続きによる法的責任を問うことであった。たとえば被害結果の重大性に着目し、事故現場にもっとも近い者の行為を「犯罪」と認定し法的責任を問うことで一気に解決を図ろうという筋書きである。しかし、事故原因の科学的・技術的究明が進むにつれて、直近の行為者の結果責任を問うことだけで、真の原因の解明と真の責任を明らかにすることはできないことが分かってきた。ここに責任追及で得られる利益と、原因究明により得られる利益とを比較衡量し、将来への「責任」を果たすことの重要性を理解する事が必要なのである。

註

- 1) 危険運転致死傷罪に問われた主な事例として、①横浜サレジオ学院の生徒の列に突っ込み2人死亡7人重軽傷（2005年10月17日）横浜地裁・公判中。②宮城の高校生の列に突っ込んで3人死亡15人重軽傷（2005年5月22日）仙台地裁・懲役20年。③千葉で同窓会帰りの列に軽自動車突っ込み8人死傷（2005年2月5日）千葉地裁・懲役20年。④埼玉のワゴン車衝突で1人死亡4人重軽傷（2003年11月23日）さいたま地裁・懲役10年。⑤栃木の信号無視の乗用車の衝突で2人死亡3人重軽傷（2003年9月20日）宇都宮地裁・懲役18年。⑥水戸の大型トレーラーがレッカー作業車に追突2人死亡1人重体（2003年6月21日）水戸地裁・懲役12年。⑦千葉の歩行者をはねて5人死亡（2002年12月9日）千葉地裁・懲役15年。

池田良彦「特別寄稿・刑罰の強化は、事故防止に役立つのか」PILOT（日本航空機操縦士協会編2003年3月号）17頁から20頁。なお、危険運転致死傷罪の問題点について池田良彦の解説およびコメント記事がある。中日新聞（2006年1月27日）朝刊24面「25年求刑、因果関係立証が課題」の解説記事。中日新聞（2006年2月14日）夕刊・社会面千葉地裁判決に対するコメント記事。毎日新聞（2006年9月27日）朝刊4面「記者の目」のコメント記事。日本経済新聞（2006年10

月 16 日) 夕刊 23 面「新・交通戦争(下)」のコメント記事。

- 2) 法実証主義 (Legal Positivism) とは、実定法のみを法とする考え方で、実定法の上位にある規範、すなわち人間社会の本性に基づいて成立する自然法 (Natural Law) の法源性を否定する。H.L.A.Hart のほかにオーストリアの純粋法学の創唱者である Hans Kelsen もこの立場をとる。したがって法と道徳を区別し、実定法以外に規範の効力を認めないとするもので、「悪法も法なり (Dura lex, sed lex)」に繋がる。
- 3) H.L.A.Hart, "IX. Postscript: Responsibility and Retribution" in his *Punishment and Responsibility, Essays in the Philosophy of Law* (Oxford University Press, 1968), pp. 210-237
滝川裕英「責任の意味と制度—負担から応答へ」(勁草書房 2003 年 12 月) 26 頁～28 頁。
萩原滋「責任判断過程の分析」(多賀出版 1986 年 3 月) 134 頁、155 頁。
- 4) Ibid., pp. 212-214.
- 5) Ibid., pp. 214-215.
- 6) Ibid., pp. 215-222.
- 7) Ibid., pp. 227-230